

関西医科大学看護学部臨床看護学教員の教育指導指針

(目的)

第1条 関西医科大学看護学部臨床看護学教員（以下「臨床教員」という。）は、関西医科大学看護学部臨床看護学教員選考内規第3条及び第4条の規定を満たす本学職員であって、本学附属の病院の看護部（以下「看護部」という。）と協働し、看護学部学生に対し、実践研究により得たエビデンスに基づく質の高い技術教育と最新の医療状況に応じた実践力を修得させる教育を行わなければならない。

(大学教員の役割)

第2条 関西医科大学看護学部教員（以下「大学教員」という。）の教育指導の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実習開始前のオリエンテーションで、実習内容や進め方について、臨床教員及び実習指導者と協議し、共通理解を図ること。
- (2) 実習中は実習指導者と連携し、学生の実践的な学びを深めるため、カンファレンス等を活用し、学習の到達状況や課題について協議しながら改善を図ること。
- (3) 実習記録及び評価は、適宜、実習指導者と協議し、大学教員が責任を持つこと。

(臨床教員の役割)

第3条 臨床教員の教育指導の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 演習科目に参加し、大学教員と連携し、学生に最新の医療状況に応じた実践力、及び実践研究により得たエビデンスに基づく質の高い思考を伝え、対象理解を促進すること。
- (2) OSCEに参加し、大学教員と連携し、学生が最新の医療状況に応じた実践力を修得できるように支援すること。
- (3) 看護学部の教育内容や学生のレディネスを理解し、実習指導者へ実習指導の在り方について指導及び助言すること。
- (4) 実習目的及び目標を達成するため、必要時に実習指導者と協働して学生指導を行うこと。

(実習指導者の役割)

第4条 実習指導者の教育指導の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 看護管理者の監督の下、大学教員および臨床教員と連携して学生の実習指導を行うこと。
- (2) 実習開始前のオリエンテーションで実習内容や進め方について大学教員および臨床教員と協議し、共通理解を図って指導に臨むこと。
- (2) 実習中は大学教員と連携し、学生の実践的な学びを深めるため、カンファレンス等を活用し、必要な指導・助言を行うこと。
- (4) 学生にとって近い将来の目指す目標となり、模範的な存在となること。

(報酬)

第5条 臨床教員は、無給とする。

(公表)

第6条 臨床教員名は、関西医科大学看護学部ホームページにて公表する。

(申し合わせ)

第7条 前各条に掲げる事項のほか、臨床教員の教育指導に関し必要となる事項については、看護学部と看護部との協議により決定する。

附 則

この教育指導指針は、令和5年10月1日から施行する。